

經濟論叢

第七十四卷 第四號

- マルサス・リカード研究の意義と問題……岸本誠二郎 (1)
- 中國貨幣史の特質……………穂積文雄 (11)
- 經營とその形態……………小島昌太郎 (35)
- H・P・エギラス著
イスパニヤ農産物價格政策……………有富重尋 (46)
- メアリー・ノーリス著
當面するアメリカの經濟恐慌について…中西健一 (52)
- J・ニヒトヴァイス著
「東ドイツ農業における再版農奴制といわゆる
資本主義發展のプロシヤ型の道の問題」…山口和男 (59)
-

[昭和二十九年十月]

京都大學經濟學會

中國貨幣史の特質

穂積文雄

人は考ふる輩である、といわれる。われ考う、故にわれあり、とさえいわれる。しかも、人は肉體をもつ。肉體は物質である。だから、人は物質生活をいとまなねばならぬ。物質生活の基盤において經濟現象が展開する。しかるに、物質は自然法則に支配せられる。そして、自然法則は普遍妥當性においてなりたつ。故に、經濟現象は普遍性を藏し、共通性をもつ。とくに、貨幣現象において、そのしかるを見る。自給經濟より分業生産に入る。すると、必然に流通が行こる。流通は、まづ、交換において展開する。交換は物々交換においてはじまる。しかし、物々交換には缺陷がある。そこで貨幣が登場する。貨幣は物品貨幣においてあらわれるが、やがて、自らを金屬に限定するにいたる。貨幣が金屬に限定せられるとき、それは、秤量貨幣を経て鑄貨にすすむ。ここに、はじめて、ことばの普通の意味における貨幣の出現をみる。鑄貨は、さらに、紙幣の出現をうながす。紙幣は、まづ、兌換券としてあらわれるが、後には不換紙幣の登場を見、また、預金通貨の成立さえみとめられる。それは、どこでも、おなじといつてよからう。國により、民族によつてちがうといふことはまずない。中國においても、貨幣の歴史は右のコースを

たどるを見る。

太古のことは夢のごとく、捕捉しがたい。それでも、「日出でて作き、日入りて思む、井を鑿ちて飲み、田を耕して食う、帝力われにおいて何かあらん¹⁾」という擊壤歌は太古の民の自給經濟の様相を彷彿とせしむるものがある。『易』に「日中して市をなさしめ、天下の民を致し、天下の貨を聚め、交易して退かしめ、各々その所得しむ²⁾」とあるのは、物々交換の時代を想見せしむるに足る。殷墟出土品の中に見出される寶貝がはたして交換手段の役割を擔つたかどうかは、なお、疑問の餘地をのこすとしても、賣、買、財、賭等々の文字がいづれも貝に從うは寶貝が物品貨幣であつたことを證するものとなしえよう。『詩』に「布を抱いて絲に貿³⁾」とか「粟を握りて出でて卜⁴⁾」とかあるは、當時、それらのものが物品貨幣であつたことをものがたるものであらう。また、鏹や刀も物品貨幣であつたことは、後に、それらのイミテーションが鑄貨の刀、布となつてゐることより推斷してよからう⁵⁾。さらに、秦の始皇帝が天下の幣制を確立するにあたり、「珠玉龜貝銀錫の屬は器飾となして寶藏し、幣(貨幣)となさず⁷⁾」としたことは、たまたま、それらのものが物品貨幣であつたことをうかがわしめるものでなければならぬ。鑄貨の出現は春秋末期以前にはさかのぼらぬようである。そのさかに行われるのは戰國時代に入つてからのことである。それは刀、布にはじまり、ついで錢が登場する⁸⁾。しかるに、始皇帝の幣制においては、「一國の幣を二等となし、黄金は鎰をもつて名づけ、上幣となし、銅錢は識して半兩と曰¹⁰⁾」ここに、貨幣は金屬に、鑄貨は錢に統一せられを見る。漢制またこれに従い、その後清朝末期にいたるまで二千年、中國の貨幣は錢を正貨とし、その幣制は錢を中心とすることとなる。紙幣は宋の時代よりその流通をみる。ただし、そのたてまえは兌換券であつた。不換紙幣は兌換不能の結果生じた事實にすぎない。それはめづらしいことではない。いな、むしろ、普通のことと

ある。しかし、それはあくまでも單なる事實であつて制度ではない。清朝末期開國以後になると西洋の制度がはいつてくる。もちろん、不換紙幣もあらわれるし、豫金通貨の現象もおこる。よそことなるところはない。すると、中國貨幣史の特質はどこに見出されるか。清朝のころまでについては、つぎのごとくいへよう。

- (1) 皇甫謐、帝王世紀、
- (2) 周易、繫辭下、第八、
- (3) 内藤虎次郎博士、支那上古の社會經濟狀態（東洋文化史研究所收）、西村眞次博士、古代支那貨幣とその起源（支那文化談叢所收）、拙稿、支那貨幣小史（東亞經濟論叢第三卷第二・四號）
- (4) 毛詩、國風、衛、氓、
- (5) 毛詩、小雅、節南山之什、小宛、
- (6) 會我部靜雄博士「日宋金貨幣交流史」一頁参照、
- (7) 史記、三〇。
- (8) 小島祐馬博士、春秋時代と貨幣經濟（支那學第一卷第八號）加藤繁博士、周景王鑄錢說話批判（史學第十一卷第二號）
- (9) 小島博士、前掲論文、
- (10) 史記、三〇、

二

中國貨幣史における特質は、まづ、物品貨幣の比重がきわめて大であるところに、これを見出すことができよう。もとより、貨幣史上最初にデビュウするものは物品貨幣である。しかし、物品貨幣は鑄貨の出現とともに退場するもつとも、極端なインフレーションの場合、物品貨幣の再登場を見ることがめづらしくはない。だが、それは例外的な現象に屬する。とりあげるに足らないのが普通である。ところが、中國ではそうでない。すくなくとも、清朝末期までは、物品貨幣のはたす役割がきわめて大である。すでに、始皇帝が天下の幣制を定めて、上幣を黄金とし、

下幣を銅錢とした場合、その黄金は秤量貨幣であると解される。そして秤量貨幣は物品貨幣のカテゴリーに屬せしめることができる。その意味では、金銀はいつの時代にも物品貨幣であつたと考えられる。そののみではない。珠玉も、また、物品貨幣であつた。漢のとき、量錯が文帝に上奏して「それ、珠玉金銀、飢えて食うべからず、寒えて衣るべからず、しかりしこうして、衆のこれを責ふは、上これを用うるをもつての故なり、そのものたる、輕微にして藏めやすく、把握にありて海内を周ぐるべく、しこうして、飢寒の患なし、¹⁾」といつてゐる。貢禹もまた元帝に説いて、「民心動搖し、本を棄てて末を逐い、耕するもの半ばなる能はず、姦邪禁すべからざるは、もと、錢よりおこる。その末を疾むものはその本を絶つ。よろしく珠玉金銀をとり錢を鑄るの官を罷むべく、また、もつて、幣となすことなかれ、²⁾」といつてゐる。いづれも金銀珠玉が、なお、物品貨幣として役割をはたしていたことをうかがわしむるにたるものでなければならぬ。

鑄貨以後の物品貨幣といつても、金銀珠玉だけなら、まだそれほど、特質として特筆するにあたらぬかも知れない。金地金本位制のもとにおける金塊は物品貨幣とみることができよう。だが、穀物・布綿にいたつては、これを中國貨幣史の特質として大書せざるを得ないであらう。後漢の章帝のとき、尙書張林は、「よろしく、天下に令して、ことごとく布帛をもつて租となし、市買みなこれを用い、錢を封じて出すことなからしむべし、³⁾」と建言し、それが採可されている。三國時代、魏の文帝のときにも、「五銖錢を罷めて、百姓をして穀帛をもつて市をなさしめ」たところ、明帝の世となり、「錢廢せられ、穀用ひられることすてに久しく、人間巧僞ようやく多く、競いて穀を濕ぼして、もつて、利をもとめ、薄絹をつくりて、もつて、市をなし、處するに嚴刑をもつてするといえども、禁ずる能はず、⁴⁾」と「晉書」に見えてゐる。南北朝時代に入ると、その趨勢は、さらにはなほだしきを加える。「隋

書」は「梁初、ただ、京師および三吳・荆・郢・湘・梁・益、錢を用い、その餘の州郡は、すなわち、雜うるに穀帛をもつて、交易し」、陳においても錢のほか「かねて粟帛をもつて貨となし」、また、「嶺南諸州、多く鹽・米・布をもつて交易し、ともに錢を用いずという」と誌している。⁵⁾ それでも南朝はまだよい方である。北朝となるともつとひどい。「魏書」は「魏初より太和にいたるまで錢貨周流するところなし」と記している。錢貨周流するなしといつて、その間交易が後を絶つたわけでもあるまい。交易において物々交換は、もはや、その煩に堪えざるところであろう。とすれば、穀帛が貨幣の役割をはたしたであろうこと想像するにたたくないところであろう。熙平の初め、尙書、任城王澄の上言中に、「河北の州鎮……もつばら、單絲の縑・疎縷の布をもつてし、幅を狭め、度を促め、常式にあたらす、匹を裂いて尺となし、もつて有無を濟す云々」といい、さらに、「布帛は尺寸に裂くべからず、五穀は、すなわち、負擔の難あり、錢の用たる、貫繩相屬し、斗斛の器を假らず、秤尺の平を勞せず、世を濟うのよろしき、いいて深允となす」といつてをる。北齊にあつても、「冀州の北、錢みな行われず、交易はみな絹布」をもつてしたことが隋書に見えている。⁶⁾ それらはみなそれをうらがきするものとなし得よう。もつとも、晋喪亂以後、南北朝の時代にかけては五胡中華に亂入し、蠻族江北に跳梁して、中原荒廢し、貨幣經濟が一大打撃を受けたる時代である。かかる時代に貨幣經濟が後退し貨物經濟が盛行したとしても怪しむにはあたらない。だからこの時代のみについてみれば、物品貨幣の比重が大であるというよりも、戰亂によつて貨幣經濟が亂されたといふべきである。それだけなら、それは一時の例外的事象となし得よう。いまだもつて特質とはなしたがたい。だが、それにもかかわらず、なお、中國貨幣史上物品貨幣の比重は大であるといひうる。けだし、穀帛が貨幣の大きな役割をはたすのはこの時期をもつて終らないからである。ずつと、その後にはたつてつづくからである。たとえば、

唐代、貞元二十年、市井の交易は「綾羅絹布雜貨をもつて錢と兼用する」¹⁰⁾ことを、元和六年には「貿易、錢十緡以上、布帛を參用すること」¹¹⁾を、太和四年には「およそ交易百緡以上は匹帛米粟なかばにをる」¹²⁾ことを命じている。明の黃宗羲は、「唐時、民間、布帛を用うるところ多く、錢を用うるところすくなし」と斷じている。¹³⁾宋に入ると、さすがに、流通經濟大いに發展し、錢の使用もさかんとなり、紙幣さえ行われるをみることもなる。しかし、それでも、政和二年、蔡京が、「およそ、金銀絲帛等の物をもつて貿易し、夾錫を受けざる……ものあらば……法をもつて懲治す」¹⁴⁾といつてゐる。法をもつて禁ざればならぬほど布帛が物品貨幣として行われたことを知りうる。明に入つても、また、仁宗の代、金銀と並べて、「布帛で交易するもの、また、しばらく禁止」¹⁵⁾するをみる。そうかとおもうと、宣徳のはじめには、「布帛米粟の禁をゆるむ」¹⁶⁾るをみる。それを禁ずるはそれが行われたことをものがたる。その禁をゆるむるはそれが行われるにいたつたであらうことをうかがわしめる。

なお、以上は穀帛等の物品貨幣が交換手段としての役割をはたす場合のみに限定してながめたものである。ところが、さらに、それらが、租税・俸給・科料等に用いられたる場合もめづらしくない。舉例の煩に堪えないほどである。この場合、それらは支拂手段として用いられたとなし得よう。しかるに、交換手段の機能は支拂手段の機能のくりかえしにおいてなりたつ。だから、支拂手段はやがて交換手段にはかならぬこととなる。かくて、この場合われわれは、また、そこに物品貨幣をみることができる。それはすでに物品貨幣である。それらの支拂が次第に鑄貨・紙幣、ことばの普通の意味における貨幣の形をとるにいたる所以である。ただし、租税・俸給等の實物拂いはかならずしも中國貨幣史上にのみ顯著な事象とはいえないことはいうまでもないところである。

(1) 漢書、二四、

(2) 同上、

- (3) 晉書、二六、
 (4) 同上、
 (5) 隋書、二四、
 (6) 魏書、一一〇、
 (7) 同上、
 (8) 同上、
 (9) 隋書、二四、
 (10) 唐書、五四、
 (11) 同上、
 (12) 同上、
 (13) 明夷待訪錄、財計一、
 (14) 宋史、一八〇、
 (15) 明史、八一、
 (16) 同上、

三

中國貨幣史の特質を、われわれは、つぎに、私鑄盜鑄がさかんに行われ、偽幣惡貨が汎濫したことにおいて見出すことができよう。私鑄盜鑄偽幣惡貨もまた中國にのみみられるものではない。どこにもあることではないとはいえない。だがその程度が問題である。中國においてはそれがあまりにも大である。中國貨幣の歴史はあまりにもその記録をもつてみたされている。明の丘濬は「錢の弊僞にあり」と喝破しているくらいである。

「漢書」をひもとくと、文帝が「盜鑄錢令を除き民をしてほしほしに鑄しむ」とあるを見るが、これは「私鑄禁止の令を以て實際に民の錢を鑄るを阻止することが出来ず、従つて民の法に觸れて死するもの多いのを憐れ」むに出でたものと推測される。³⁾「史記」によれば、武帝のとき、「吏民の金錢を盜鑄するに坐して死するもの數十萬人、その發覺せずして相殺すもの、あけて數うべからず、自ら出づるものを赦すこと百餘萬人、しかれども半する能はず、天下、大抵、無慮みな金錢を鑄たり、犯すもの衆くして、吏ことごとく誅すること能わず」という。南

北朝時代に入るとさらにはなほだしい例をみる。「景和元年、沈慶之、私鑄を啓通し、これによりて、錢貨亂敗し、一千錢、長さ三寸に盈たず、大小、これに稱う、これを鸞眼錢という、これより劣るもの、これを甌環錢という、水に入りて沈まず手に隨つて破碎す、市井復た數を料らず、十萬錢、一掬に盈たず、斗米一萬、商賈行はれず」と「宋書」に見えている。⁵⁾ 隋においても、「大業已後、王綱弛紊し、巨姦大猾、遂に多く私鑄し、錢うたた薄黑、初め千ごとになお重二斤なりしも、後ようやく軽く、一斤にいたる。あるいは鐵鏤を剪り、皮を裁ち、紙を糊し、もつて錢となし、相雜えてこれを用い、貨賤しく物貴く、もつて亡ぶるにいたる」といわれている。唐代においても、高宗侍臣に「私鑄過多、聞かごとくんば、荊・潭・宣・衡、犯法もつともはなほだしく、遂に船楫をもつて江中に宿し、所部の官人覺察する能わず、自今、嚴に禁斷を加えよ」といひ、則天武后のとき、「盜鑄蜂起し、濫黑ますます衆く、江淮の南、盜鑄するもの、あるひは陂湖・巨海・深山の中につき、波濤險峻、人跡罕に到り、州縣よく禁約するなし」と、唐書に見えている、宋代はどうか。「宋史」をひもとくと、私鑄の禁令が頻々として下つてをる。また「私鑄日にはなほだし」とか、「所在、盜鑄し、濫錢ますます多し」というがごとき記述にしばしば出あう。大觀四年には、「およそ、私鑄をもつて罪をうるもの、有司、名數をたてまつるに、亡慮、十餘萬人」とある。もつて、その私鑄のはなほだしきを知るべきである。明においても、嘉靖のころ、「盜鑄日に滋く、金背錢反つて阻んで行われず、死罪日に報するも、終に止むる能はず」と「明史」に見えている。また、清にあつては、咸豐年間、當十錢について、「盜鑄叢起し、死罪日に報するも、しかも、ために止まず、局錢ようやく惡にして、雜私鑄中、復た辨ぜず、……いたづらに文告を張り、しばしば禁ずるも、效なし、法弊ぶれて、しこうして、法を撓るもの多し、もとより、いまだ、濟うあらざるなり」とあるを「清史稿」より引くことができる。¹¹⁾

- | | |
|---------------------------------------------|---------------|
| (1) 大學衍義補、二七、 | (6) 隋書、二四、 |
| (2) 漢書、二四、 | (7) 舊唐書、四八、 |
| (3) 加藤繁博士、西漢前期の貨幣特に四銖錢に就いて(山下先生選曆紀念、東洋史論文集) | (8) 同上、 |
| (4) 史記、三〇、 | (9) 宋史、一八〇、 |
| (5) 宋書、七五、 | (10) 明史、八一、 |
| | (11) 清史稿、一三〇、 |

四

中國貨幣史の特質は、さらに、省陌において見出されよう。錢は方孔圓形である。その孔に糸(纆)を通して用いられる。これを縉錢という。千錢を一貫とする。その場合、百錢未滿を百錢にかぞえるのが省陌である。塾陌ともいい、また除陌ともよばれる。省陌の場合は錢がすくないから一貫の長さが短い。だから、また、短錢といい、また、短陌ともいう。これに對して、除錢しないものを足陌という。足陌は省陌よりも一貫の長さが、より長いわけである。だから、これを長錢という。ただし、長錢はかならずしも足陌ではない。百錢未滿といつても、四十錢の場合もあれば八十錢の場合もある。後者は前者に對して長錢であるわけである。これらの事象は隋志のつぎの記述をみるとよくわかる。いわく、「鐵錢賤しくして得易きをもつて、並にみな私鑄し、大同(戸)後におよんでは、所在の鐵錢遂に丘山のごとく、物價騰貴し、交易は車をもつて錢を載せ、復た數を計らず、ただ貫を論ずるのみ、商旅姦詐し、これに困りて利を求む、破嶺より以東八十を百となす、名づけて東錢という。江・鄂以上七十を百となす、名づけて西錢という、京師九十をもつて百となす、名づけて長錢という。中大同元年、天子すなわち、詔して、足

陌を通用せしむ、詔下りて、しこうして、人従わず、錢陌ますますすくなし、末年にいたり、ついに、三十五をもつて百となすという¹⁾。もとより、これは、鐵錢においてあらわれたる現象である。しかしながら、一たび、かかる現象がおれば、それが銅錢についてもおこることはみやすきところである。はたして、この後それが風をなすにいたること、正史の證するところ、以下述ぶるところのごとくである。いな、正史に省陌を記するは右の記述を嚆矢とするが、省陌の事實は、かならずしも、それをもつて濫觴とするものではない。すでに、今に傳わる後漢時代の古文書に「錢千無五十」とあるがその當時省陌の行われたるを證するものとせられている²⁾。また、晉人葛洪の「抱朴子」に「人より長錢を取り、人に短陌を遺へす」とあり、晉代また省陌の行われたることを示す。私鑄がすでに早く漢代さかんに行われたるよりすれば、省陌がかく古くより行われたとしても不思議はない。むしろそれが當然にさえおもわれる。が、それにしても、それが、さかんに行われるにいたつたのは右「隋書」の記述に見られる南朝の梁の大同己後のことであろう。もとより、それは私鑄同様、不法行爲である。姦詐である。しかし、それは、ついに、禁じがたく、唐代に入つても、依然として止まず、ついに、これを公許し、ただ、省陌の限度を、限定し、一定する外仕方なきにいたるをみる。すなわち、慶長元年九月の詔に、「聞くがごとくんば、ちかごろ、用錢、所在除陌一ならず……いまより以後、よろしく、貫ごとに、一例に、除壘八十、九百二十文をもつて貫をなすべし云々」とある。だが、限度を一定することができるくらいならば、省陌そのものを禁ずることもできるはずである。すでに、これを禁ずることができないのに、その限度だけを一定することができるはずはないであろう。はたして、それはかならずしも勵行せられなかつたようである。その證據には、同様の主旨の令がくりかえし下されている。そして、それは、ひとり、唐代のみのことではない。その後ずつとつづいて、清代におよぶを見る。

それは鑄錢につきものの観がある。

すなわち、宋にあつては、「宋のはじめ、およそ、官に輸するものは、また、八十あるいは、八十五をもつて百となす、しかれども諸州の私用は、すなわち、各々その俗に隨う。四十八錢をもつて百となすものあるにいたる。ここにいたりて、詔して、所在七十七をもつて百となさしむ」と「宋史」に見えている。清の代においても、なお事情はかわらない。おなじことである。たとえば、褚家軒の「堅瓠集」をひもとけば、「いま、民間の通用、九十八をもつて陌となし、京師の賞賚三十をもつて百となす、わが郷、紙をもつて裏うらみ、人に賚するもの、多寡隨意、大約四十をもつて陌となす、梁時の陌法にくらべ、はなはだしく遠とほからず」とある。もつて、省陌がいかに普遍であつたかを知り得よう。

省陌は百錢に滿たぬものをもつて百錢とする。それは、たとえば、三個の錢をもつて十箇の錢とすると理においておなじである。そこで三箇の錢に要する素材においてなりたつ錢に十錢の價値をもたすとすれば、それは省陌と理をおなじくするものでなければならぬ。操作において、前者が化學的であるのに後者が物理的であるだけの差異があるにすぎないといえよう。かくのごとき錢を大錢という。大錢に對して普通の錢を小錢とよぶ。大錢は省陌と理をおなじくする。省陌の行われるところに大錢の行われるをみるはあやしむをちいまい。かくて、中國において大錢はまた普通の現象に屬する。たとえば、三國の時代、吳の孫權は、すてに、「嘉平五年、大錢一、五百に當るを鑄、赤烏元年、また千錢に當るを鑄」ている。唐代においても、徑一寸・重二銖六分の乾封泉寶一枚をもつて徑八分・重二銖四象の開元通寶の十枚に當たる當十錢としてゐる。乾元中、おなじく、當十錢たる乾元重寶を鑄、さらに當五十錢の重輪乾元錢を鑄ている。また、寶應年間には乾元錢を改行して當三とし、乾元重稜小錢、乾元重

稜大錢を鑄ている。前者は當二錢であり、後者は當三錢である。¹⁰⁾ 宋代においても、「小錢三にして當十大銅錢一を鑄るべし」¹¹⁾とあるをあげることが出来る。清の咸豐年間にいたつては、「大錢當千より當十にいたる、およそ五等、重さ二兩より遞減して四錢四分にいたる」¹²⁾とある。

大錢は省陌とその原理をおなじくして、その形態をことにするものである。しかしながら、省陌の形態はよそではあまり見がたい中國貨幣史の特質となし得るが、——もつとも、わが國のごとく中國の幣制を繼承し緡錢を用いたところは別として——大錢の形態はかならずしも中國貨幣史の特質にかぞえるわけにゆかない。どこでも見られる現象といえよう。

- | | |
|--------------------------------|---------------|
| (1) 隋書、二四、 | (7) 晉書、二六、 |
| (2) 奥平昌洪、東亞錢史、卷八、 | (8) 舊唐書、四八、 |
| (3) 朴抱子、卷六、微子、 | (9) 同上、 |
| (4) 舊唐書、四八、 | (10) 同上、 |
| (5) 宋史、一八〇、 | (11) 宋史、一八〇、 |
| (6) 堅瓠集、廣集、卷四(吉田虎雄、支那貨幣研究一六八頁) | (12) 清史稿、一三〇、 |

五

最後に、中國貨幣史の特質はその紙幣についてこれをみることに出来る。紙幣は中國では兌換券であるのをたてまえとしてきた。ところが、それが、いつも、濫發になかれ、その結果、兌換不能に陥り、ために、その價值が暴落

し、流通が壅滯するを常とした。もとより、かくのごとき悪性インフレーションは、かならずしも、中國においてのみみられる特異の現象とはいえないであらう。よそでもみられることを否定し得ないであらう。しかし、よそでは、それは、一時的な現象にとどまる。例外的な現象といつてよい。しかるに、中國にあつては、それは、いつものことである。普通のことである。丘濬は「鈔の弊多にあり」と斷じている。そしてかくのごときは中國貨幣史の特質をかたちづくるものとなすに足らう。

まことに、中國においては、悪性インフレーションは紙幣につきものといつてよい。中國における紙幣の歴史は、すなわち、悪性インフレーションの歴史であるといつても、かならずしも、いすぎにはならないとおもう。このみに「宋史」をひもとけば、「交子、給多くして、しこうして錢足らず、價はなはだ賤しきをいたす、すてにして、ついに、實錢なし、法、行うべからず」と見えている。「金史」にも「國家の調度、みな實券にとる。行うことわづかに數月、また壅滯す」と見えている。金の河東宣撫使、胥鼎の上言に、「いま、十貫例のもの、民間はなはだ多し、もつて歸するところなし、故に、市易、多く見錢を用い、鈔、每貫、わづかに、直一錢、かつて工墨の費におよばず」とある。おなじく平章高琪の奏にも、「軍興りて以來、用度賁らず、ただ、實券に頼る、しかれども、入るところ、出づるところを數かず、ここをもつて、ようやく輕し、いま、千錢の券、わずかに、直數錢、隨つて造れば、隨つて盡く、工物日に増す、もつて、これを救うあらず」と見えている。「元史」にも、「行鈔を印造し、民間に通用せしむ、これを行うこと久しからずして、物價騰踊し、價十倍を逾ゆ、……軍儲・供給・賞賜・犒勞、毎日印造し、數計すべからず、舟車漕運、軸牘相接し、交料の人間に散滿するもの、これなきところなく、昏歇せるものは、復た、行用すべからず、京師、料鈔十錠斗粟に易うる、得べからず、すてにして、近在郡縣、み

な物貨をもつて相貿易し、公私積むところの鈔、ついに、ともに行われず、人のこれを見ること、弊楮のごとし、國用これによつて、ついに、乏し」とある。明朝においても、また、そうであつた。そのことは、大明寶鈔が洪武二十六年ころ、すでに鈔一貫、わづかに、錢一六〇文に暴落し、ついに、鈔法の壅滯をいたしているによりてこれを知ることができよう。ただ、清代においては鈔の濫發があまり問題となつておらない。しかし、それは、當局者が紙幣をもつて止むを得ざるに出づる悪事とみ、極力これによることを迴避するの方針をとつたからである。嘉慶中、侍講學士・蔡之定なるものが、紙幣を行わんことをいえるに對して、「交部の議に著け、處してもつて妄言政を亂すものの戒とな」してゐるくらいである。そして、清朝當局者がかかる方針をとつたのは、歴代紙幣の弊害に鑑み、前者の轍を踏むことを恐れたるによるものであること、推するにたからざるところというべく、その歴代紙幣の弊害は、それが濫發に流れ、金融財政を混亂に導くところにあつたことは否定するを得ぬところであらう。しからば、すなわち、この場合、われわれは、清代悪性インフレーションがあまり、問題をおこさぬところに、かえつて、それが中國貨幣史の特質をなすことを知るべきでなければならぬであらう。

- (1) 大學衍義補、二七、
- (2) 宋史、一八一、
- (3) 金史、四八、
- (4) 同上、
- (5) 同上、
- (6) 元史、九七、
- (7) 明史、八一、
- (8) 劉錦藻、皇朝續文獻通考、二五、

六

以上、わたくしは、中國貨幣史の特質をもとめて、これを物品貨幣の比重の大なること、私鑄がさかに行われ

たこと、省陌の慣行、紙幣の濫發の諸現象において見出した。ところで、いま、こう、ならべてみると、わたくしは、これらの諸現象が、それぞれ、個々別々のものではなくて、みな、いづれも、一つの事實から派生するものであることに氣づかざるを得ない。その一つの事實というのはなんであるか。ほかでもない。錢の不足ということである。

まづ、物品貨幣の比重が大であるという特質からみてみよう。鑄貨の時代に入つて、なお、かつ、物品貨幣が大きな比重を占めるといふのは錢の不足をものがたるとなすをさまたげないであらう。あるいは、錢の不足というよりも、むしろ、巨額の取引の場合の便宜に歸すべきかにおもはれるかも知れない。それにも一理ある。いな、それは事實でさへある。金銀綬帛は主として大取引に使用されたものである。しかしながら、巨額の取引の便宜のためのみならば、紙幣にしくものはあるまい。しかるに、紙幣の出現後においても、なお、かつ、これらの物品貨幣が姿を消さなかつた。それは、すてに見たところのごとくである。それは、何故か。それは、紙幣が、濫發の結果、その價值暴落するを、常とするからではないか。そして、そのしかる所以は、すなわち、兌換の不能に由來し、兌換の不能は錢の不足に因由すること、後に説くところのごとくである。もつとも、綬帛等の場合、その流通は、天下大亂の際つきものといつてよく、それは、ひとり、中國にかぎつたことではなく、しかも、それは、鑄貨や紙幣がほとんどその機能を喪失するところになりたつ現象であつて、その場合、それは、かならずしも、錢の不足に歸すべきではないであらう。しかしながら、中國における綬帛等の物品貨幣の流通は、ひとり、かかる異常の場合にかぎられぬ。それなればこそ、それにおいて中國貨幣史の特質を見ることが、すてに、あきらかにしたところのごとくである。そして、その場合、それが、錢の不足に歸し得られることは、既述のごとく、それら物品貨幣の錢と

參用せられるべきことが命ぜられてゐる事例によりてもうかがい得るであらう。

つぎに、私鑄についてみるに、これは、本來、姦詐の徒が、利をもとめて行ふところであること、いうまでもない。しかしながら、その場合、利は、錢質を劣悪化することによりて、はじめて得られる。しかるに、錢質が低下すれば流通しないであらう。流通しなければ、そもそも利を得ることは不可能でなければならぬ。そこで、私鑄がなりたつためには、かかる劣悪錢といえども、ともかく、その流通を可能ならしむる條件が存しなければならぬ。それではその條件はいかなるものであるか。その條件の中に錢の不足をあげることがゆるされなければならぬであらう。けだし、錢が不足であれば劣悪錢といえども流通するであらう。やむを得ずではあらうが流通するであらう。かくて、私鑄がさかんに行われるということは、錢の不足をものがたるものとなし得よう。

省陌も、また、商旅姦詐、人々貫を論じて錢を計らざるに乗じて、おこるものではあらう。そして、その點からみれば、私鑄とおなじく、利をもとめんとするに出づるものにはないであらう。しかしながら、それが、風をなし、官も抑壓するを得ず、ついに、これをみとめ、わづかに、そのはなはだしきを禁止し、その區々たるを匡さんとするとどまる所以のものは、それが、錢の不足という弊を濟うという根據の上になりたつところにあつて存することを、みとめざるを得ないであらう。

最後に、紙幣における特質が、錢の不足に歸し得ることはあまりにもあきらかである。紙幣の濫發その價値の暴落は主として兌換不能を媒介として生ずる。兌換不能は正貨の不足に因る。それどころではない。中國では紙幣のことを特に鈔という。鈔は金屬が少いことの會意文字であるといふ³⁾。しからば紙幣それ自體すでに錢不足の表象にほかならぬとさえいえよう。げんに、中國における紙幣は宋代四川にあらわれたる交子にはじまるとせられるが、

交子の發生はつぎの事情による。すなわち、宋代銅錢不足のため、蜀において銅錢の流通を禁じた。そこで、鐵錢が銅錢に代つた。しかるに、鐵錢は價值小である。故にそれだけ支拂ひの量が増す。いきおい、重量が増し、運搬に不便であつた。その不便を克服するために交子が發生した。これによつて、これを見れば、紙幣の發生の主たる原因は受授の便宜、とくに、運搬の便宜にあるということは中國の場合にもあてはまる。しかしながら、中國の場合には、その奥に、銅錢の不足があることをわすれてはならない。

かくて、われわれは、中國貨幣史の特質、すなわち、物品貨幣の比重の大であること、私鑄のさかに行はれること、省陌の慣行、紙幣の濫發の諸現象、が、みな、いづれも、正貨たる銅錢の不足より發するを知る。錢が不足する。そこで、私鑄貨が横行し、省陌が後をたたず、紙幣が濫發に流れ、貨幣價值が不安定に陥り、ために物品貨幣がいづれも、勢をもつ。そう解することができる。すべては一つの事實のことなつたあらわれにすぎぬ。それは、ちようど、石は沈む、木の葉は浮ぶ、煙は昇る、林檎は落る、といふごとく、もろもろのことなつた現象が、いづれも、みな、萬有引力の法則のことなつたあらわれ方にすぎないのにも比し得られるであらうか。

- (1) 加藤繁博士、支那經濟史(改造社版、經濟學全集第二六卷所收)
(3) Chinese Repository, XX, P. 292.

(2) 拙著、支那貨幣考九四頁以下、

- (4) 宋史、一八一、

七

わたくしは、中國貨幣史の特質を物品貨幣の比重の大なること、私鑄のさかに行われたこと、省陌の慣行、紙

幣の濫幣の諸現象において見出し、そして、それらの諸現象は、みな、いづれも、正貨たる銅錢の不足という事實より生ずると見た。しかしながら、そこに問題がある。そもそも、正貨の不足ということがはたしてなりたつてであろうか。いま、貨幣數量説の考え方からすれば、およそ通貨の過剰とか不足ということはナンセンスでなければならぬのではなからうか。それも考えられるであろう。けだし、貨幣數量説によれば、 $P = \frac{M}{C}$ ($P = \text{Price}$, $M = \text{Quantity of money or currency}$, $C = \text{Quantity of commodity}$) がなりたつ。したがつて、 M が小となれば P が大となり、反對に、 M が大となれば P が小となる。ただ、それだけである。方程式そのものは依然として存立する。故に、貨幣數量の増減はあり得る。しかし、過不足はあり得ない。増減と過不足はカテゴリーをことにする。だから、貨幣數量説をみとめるかぎり、錢不足ということはなりたたぬことになる。しかも、われわれは、貨幣數量説を全然無視するわけにはゆかぬ。インフレーション、デフレーションの事實は貨幣數量説の無視をゆるさぬといえよう。だが、しかしながら、それにもかかわらず、われわれは、なお、貨幣の不足という事實のなりたつをみとめてよいからおもう。なんとすれば、貨幣數量説における貨幣數量は貨幣の購買力を全體としとらえたものである。それを構成する貨幣のピースにおいてとらえたものではない、そして、いま、われわれが貨幣の不足というとき、それはピースにおいていうのである。ピースにおいていえば貨幣の不足はなりたちうる。それは、貨幣のピースが減少して鑄貨一片、あるいは紙幣一枚になつたと假定すれば、あまりにもあきらかであろう。たとえ、その場合、その一片の鑄貨乃至一枚の紙幣がどれだけの大なる價值をもとうと、したがつて、また、貨幣數量説の右の方程式は存立し得ようとも、その社會における貨幣の數量の不足は、これを否定すべく、あまりにあきらかてなければならぬ。

それにしても、問題はなおのこる。錢の不足といえば、それはデフレーションの極限概念であろう。しかるに、

中國貨幣史を通觀するとデフレーションの反對概念たるインフレーションの現象があまりにも眼につく。インフレーションこそ中國貨幣史の特質であるとさえ、いえそうにおもわれる。それなのに、中國貨幣史の特質を錢の不足に歸するとはどうしたことか、ということである。なるほど、そのとおりである。中國貨幣史を通觀すれば、インフレーションこそ中國貨幣史の特質といえそうである。それほど、中國貨幣史はインフレーションの傾向の事實に満ちている。それは否定できない。それについては、かつて本誌において論じたことがある。だから今あらためて深くたちらない。しかしながら、紙幣については、それはすでに述べたところよりもあきらかなところであろう。明の丘濬が「鈔の弊多にあり」といつたことの至言であることもすでに述べたとおりである。錢についても、また、インフレーション的傾向を示せることはあまりにもしばしばであつた。だが、しかしながら、紙幣についてもインフレーションが錢の不足に歸せられることは上述せるとおりである。さらに、あらためて、贅するにおよばぬであらう。それでは、錢におけるインフレーションの傾向は、どうであるか。それは主として、私鑄薄惡錢の汎濫、大錢の出現、省陌の慣行にもとづく。そして、それらがみな正貨たる銅錢の不足に歸し得られることは、また、既述のごとくである。だから、中國貨幣史上におけるインフレーションは錢の不足の一つのあらわれ方にほかならないといえる。それが、中國貨幣史の特質であるとするも、そのことは、やがて、中國貨幣史の特質が錢の不足にあることを意味せねばならないこととなるであらう。

そればかりではない。銅錢についてみれば、デフレーションの傾向、すなわち、錢不足の現象が、きわめて普通であり、財政金融に妨害的作用をなし、歴代爲政者をしてこれが對策に苦慮せしめていたことを見ることができ、錢の缺乏を荒年における穀物の缺乏になぞらえて「錢荒」ということば、さえうまれていくくらいである。それに

いてもすでに本誌において論じたことがある。²⁾ だから、あらためて論ずることをひかえよう。

(1) 拙稿、中國史上におけるインフレーションに就いて(經濟論叢第六十四卷、第一・二・三號)

(2) 拙稿、中國史上におけるデフレーションに就いて(經濟論叢第六十六卷、第一・二・三號)

八

それでは正貨たる錢の不足の原因は何であるか。それには、なんといつても、まづ、貨幣經濟の發展とそれに應ずべき銅材の不足をあげねばならないであろう。もとより、この二つのことがらは、貨幣數量説の方程式を形成する二つの要素である。二者は相關關係にある。貨幣價值——裏がへせば物價——の變動による調節作用、貨幣の流通速度の問題がはいりこむ。だから、どれだけ貨幣經濟が發展すれば、どれだけの錢が必要であるといふことはかならずしも斷定できない。従つて、いま、物貨の移動量、銅材の產出額、乃至、鑄錢額を追究しても、それよりしてこの二つのことがらが錢の不足の原因であることを數的に論證することはむづかしいというよりも、むしろ不可能といつてよからう。だが、だからといつて、それらが、錢不足の因、しかも、根本的な原因であることは、これをみとめなければならぬであろう。けだし、貨幣經濟がいくら發展して、したがつて、また、銅錢に對する需要がいくら増大しても銅材さえ潤澤豊富であれば、それに應じて錢を鑄造することができ、錢不足の現象が生ぜねばならぬことにはならないである。逆に、貨幣經濟が發展せねば、そもそも錢不足なる現象の生ずる餘地はないであろう。ことに、貨幣經濟は次第に發展する。これは大勢である。みとめざるを得ぬ。しかるに、中國の產銅はその類小である。わたくしは、いま、中國歴代の銅の產額をここに推算する餘猶がない。そこで、今日においてすら中

國の産銅額はきわめて小であることを指摘するにとどめる。今日においてすらというのはあたらないといわれるかも知れない。けだし、鑛物資源は果實でなくて元本である。採掘するに従つて盡きて行く。だから今日産額が小であることは、かならずしも、昨日産額が小であつたことを意味しないからである。しかしながら、この場合、技術の發達を考慮に入れるならば、また、もつて、銅材不足をうかがうの一端となし得ようか。それでも、鑛物資源が果實でなく、元本であり、時とともに産額の減退することに固執せられる人あらばわたくしはあえてこれに抗しないであらう。しかしながら、しかるときは、その人は貨幣經濟は發展する、銅錢に對する需要は増大する、しかるに、銅の産出額は減退するということを承認せねばならないことになる。その結果は、貨幣經濟の發展と銅材の不足、因つて銅錢の不足ということの必然性を肯定せざるを得ぬことになる。わたくしは、それでよいのである。

つぎに、蓄錢滯藏をあげることができよう。それは、また、いま論じた貨幣數量説における貨幣の廻轉速度の中に包含せしめることもできよう。しかし、通貨がそれだけ姿をかくし、減少するものと考えることができる。そうすれば、それを、あらためて、錢不足の原因にかぞえてもよからう。それではそれはいかにあるか。いま、例を唐代にとれば、元和三年六月詔して、「泉貨の法、義は流通にあり、もし錢壅るところあらば、貨まさに、ますます賤しかるべし、故に錢を藏するもの、得て人の急に乘じ、貨を居くもの、かならずおのれの資を損せん、いま、錢令を著わして、もつて滯藏をいださしめ云々」といひ、蓄錢の禁を設くべしとしている。かくのごときは、ひとりこの詔のみにとどまらない。唐代蓄錢を禁ずる詔は、元和十二年、太和四年十一月、元和七年五月等、頻々として下つている。いかに錢が滯藏せられたるかをうかがわしむるに足らう。滯藏は右の詔よりして、よつて、もつて、錢の値上がりを待たんとするに出づること、なお、あたかも、獨占價格をはかるに似たるものがあるを見ることが

できる。が、しかしながら、それはかならずしも、これにのみ出づるものではない。別の場合もある。中國においては、さきに述べたところよりしてあきらかなるがごとく、私鑄薄錢流通し、また、紙幣の濫發によりその價値の暴落を見ること、むしろ普通である。そこに、グレイシヤムの法則が作用するはあやしむを要しない。かくて良貨が流通界より姿をかくすにいたる。そこに滞藏が生じる。そうも考えられる。もつとも、この場合、異質の鑄貨が同價に通用することかならずしも保證のかぎりにあらず、悪錢はそれだけその價値が低下することは不定できない。それだけ、グレイシヤムの法則の發現は抑壓せられることを考慮に入れなければならぬであらう。それにしても、これが滞藏の因でないとはいえない。そして、私鑄薄惡錢の汎濫、紙幣の價値の暴落前述のごとくである。しからば滞藏も亦これにもなつて廣く行われたることを推すを得ようか。

さらに、銅器の鑄造をあげることができよう。けだし、銅材がすてに不足であり、そのために銅錢が不足するすれば、さらに、その不足する銅材が鑄錢以外の方面に流れることは、錢を不足に陥れる有力なる一因でなければならぬ。あるいは、銅材がすべて鑄錢に當てられるならば、あるいは錢不足はさけられたかも知れぬと考えるとき、それは、錢不足の決定的なる原因とさえいえよう。また、はなはだしきは、すてに錢に鑄られたるものが銷毀せられて銅器とせられるをさえ見る。それが錢不足の直接の原因となることはいうまでもないところであらう。そして、中國では、かく、銅材が銅器に用いられるために錢の不足をきたすことをうかがわしむるものすくなしとしない。唐代、劉秩の上言に、「それ鑄錢の用贍らざるは銅の貴きにあり、銅の貴きは採用するもの衆きにあり、それ、銅もつて兵をつくらば、すなわち、鐵にしかず、もつて器をつくらば漆にしかず、これを禁ずるも害なし、陛下なんぞ人に禁ぜざる、人に禁ずれば、すなわち、銅用うるところなく、銅ますます賤し、すなわち、錢の用給ら

ん⁹⁾とある。また、宋代、陳求魯は「京城の銷金、衢進の鑰器、醴泉の樂具、みな、錢より出づ、……錢の器物に壞れざるものいくばくもなし、いま京邑の鑄銅器用の類、都市に鬻賣公行す¹⁰⁾」といつてゐる。かくて、歴代、銅禁の令を見ること普通であり、ために、銅器の鑄造はもとより銅器の所持すらこれを禁じ制限するを見ることめづらしからぬにいたつてゐる。たとえば、金の大定二十六年十一月、「國家銅禁久し、なお、民、腰帶および鏡を私造し、舊物に託して、公然これを市ると聞く、よろしく禁約を加うべし¹¹⁾」とあり、明に入りても、銅をもつて像をつくり、器を製するものを盜鑄に比するを見るがごとくである。それとともに、銅器を官に輸せしめて鑄錢の資にあてることが行われたこというまでもない。正史にしばしばその記録を見るを得るといふにとどめ、わづらわしければ、いま、一々、ひかず。

最後に、——しかしながら、それは、その意義が、最小であることを意味しない——われわれは錢の國外流出をあげることをわすれてはならない。錢の國外流出が、また、錢の不足の重大にして直接な一因をなすことはあまりにもあきらかなるところでなければならぬであろう。すでに唐代、銅錢の國外帶出を禁ぜねばならなかつた。たとえば「貞元のはじめ、賭谷散關、行人一錢をもつて出づるを禁ず¹²⁾」と「唐書」に見えてゐる。宋に入りて外國貿易が盛大となるにともない、錢の海外流出も、また、したがつてはなはだしくなるのは、けだし、あやしむをもちひぬところではなければならぬであろう。たとえば、張方平が、「邊關重車して出で、海船飽載して回る、聞く、沿邊州軍の錢の外界に出づるや、ただ貫ごとに税錢を收むるのみと、錢はもと中國の寶貨なり、いまや、すなわち、四夷とともに用う¹³⁾」と嘆ずる。陳求魯も、「蕃船巨艘、形山嶽のごとく、風に乗り、浪に駕し、深く遐陬に入りて中國に販ぐものは、みな浮靡無用の異物なり、しこうして、外夷に泄るるものは、すなわち、國家富貴の操納なり、

得るところいくばくぞ、失うところ計うるにたうべからず」と慨する。劉晉之、また、「巨家の俸積は、なお、もつて、發洩すべく、銅器の銜銷は、なお、もつて、止遏すべし、ただ、一たび海舟に入らば、往きて返へらず」と憂える。もつて、錢の海外流出のいかにはなほだしかつたかを觀察するに足るであろう。明の永樂錢がわが國で流布通行したことはわれわれにとつては、ことさらに述べるには、あまりによく知られたるところに屬しよう。

- (1) 舊唐書、四八、
- (2) 同上、
- (3) 曾我部靜雄博士、前掲書六四頁、
- (4) 拙著、支那貨幣考二七三頁、
- (5) 舊唐書、四八、
- (6) 宋史、一八〇、
- (7) 金史、四八、

- (8) 明史、八一、
- (9) 拙著、支那貨幣考、一七七頁、
- (10) 唐書、五四、
- (11) 宋史、一八〇、
- (12) 同上、
- (13) 同上、

—一九五三・八・一五—

執 筆 者 紹 介

岸本誠二郎 京都大學教授

有富重尋 京都大學大学院學生

穗積文雄 京都大學教授

中西健一 京都大學大学院研究奨學生

小島昌太郎 京都大學名譽教授

山口和男 京都大學大学院研究奨學生